

国立民族学博物館名誉教授称号授与規程

平成16年7月27日
規程第 21 号

(趣旨)

第1条 人間文化研究機構組織規程（以下「組織規程」という。）第18条に規定する国立民族学博物館（以下「本館」という。）名誉教授の称号授与については、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 名誉教授の選考は、組織規程第14条に規定する運営会議において行う。

(資格)

第3条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- 一 本館の教授として15年以上勤務し、本館の目的達成上顕著な功績のあった者
- 二 本館の長として功績のあった者
- 三 本館の教授として勤務し、第1号に規定する勤務年数には満たないが、本館の目的達成上又は学術研究上特に顕著な功績のあった者

(勤務年数の通算等)

第4条 次の各号に掲げる年数は、前条第1号又は第3号に定める勤務年数に通算することができる。ただし、本館の教授として5年以上勤務した者に限る。

- 一 大学又は大学共同利用機関等（以下「大学等」という。）において教授として勤務した年数
- 二 本館又は大学等において助教授又は准教授として勤務した年数は、その3分の2の年数

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書を交付して行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この規程は、平成16年7月27日から施行し、平成16年4月1日以後に退職する者から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式

第
号

氏
名

年
月
日生

人間文化研究機構国立民族学博物館
名誉教授の称号を授与する

年
月
日

人間文化研究機構

国立民族学博物館印